

令和2年10月2日

神戸税関業務部

関係者各位

お知らせ

「タオル地(テリー織り)製の手ふきタオル」の分類について

標記貨物については、関税率表解説第 63.02 項に掲示される「手ふきタオル、おしぼり用タオル(環状タオルを含む。)、バスタオル、ビーチタオル、顔ふき布及びトイレットグローブ」のうち「手ふきタオル」に該当するものであるため、同表第 63.02 項のトイレットリネンと分類されることとなりました。

よって従来第 62.13 項のハンカチに分類されていたタオル地(テリー織り)製の手ふきタオルは、今後は第 63.02 項に分類される扱いとなりますが、判断が困難な場合は関税鑑査官に照会願います。

【参考】

標記貨物に係る分類実績につきましては、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp>)の「輸入貨物の品目分類事例」に「第 63.02 項 手ふきタオル」が、「品目分類(回答事例)」に「テリー織生地の手ふきタオル」がそれぞれ掲載されております。

本件に関する照会先

業務部首席関税鑑査官

TEL 078-333-3118

FAX 078-333-3147

E-mail: kobe-bunrui@customs.go.jp